

# 令和6年度補正予算第2号（案）について

「子どもの笑顔が未来に続く 幸せ実感都市 木津川」の実現に向けて

令和6年6月

木津川市長 谷口 雄一



木津川市

# はじめに

令和6年度木津川市一般会計補正予算第2号(案)は、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策(令和5年11月2日閣議決定)において、「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」として、物価高騰により厳しい状況にある生活者への給付金支給や定額減税を行うことが示されたことから、令和6年度に新たに住民税非課税となった世帯及び均等割のみ課税となった世帯に対する低所得者支援給付金と、定額減税をしきれないと見込まれる方に対する定額減税補足給付金による支援を行うために必要な予算を計上するもの。



# 補正予算第2号（案）の規模

当初予算額	330億3,100万円
第1号補正額	2億1,793万7千円（0.66%増）
第1号補正後	332億4,893万7千円
<b>第2号補正額</b>	<b><u>9億2,199万7千円</u></b> （2.77%増）
第2号補正後	341億7,093万4千円

## 〔歳入〕

国庫支出金

9億2,199万7千円

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金  
（給付金・定額減税一体支援枠分）

## 〔歳出〕

民生費

9億2,199万7千円

# 主な施策の概要

○基本方針2 誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり

## ⑧ 低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業 9億2,199万7千円

- \* 低所得者支援給付金 1億9,350万円  
物価高騰に直面する低所得者世帯への支援
- \* 定額減税補足給付金（調整給付） 6億8,289万円  
定額減税をしきれない方への支援
- \* 事務費 4,560万7千円  
（会計年度任用職員人件費、需用費、役務費、委託料）

## ポイント

デフレ完全脱却のための総合経済対策(令和5年1月2日閣議決定)を踏まえた、物価高騰に直面する低所得世帯に対する低所得者支援給付金による支援

## ○支援対象と内容

①住民税非課税世帯 1,150世帯(見込)  
世帯主に1世帯あたり10万円を給付

②住民税均等割のみ課税世帯 580世帯(見込)  
世帯主に1世帯あたり10万円を給付

③子ども加算分 220世帯、410人(見込)

①②の世帯に扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を加算

※令和5年度に給付対象となった世帯、住民税所得割が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯を除く。

## ○申請から給付までの流れ

①対象者へ確認書送付⇒②申請(郵送もしくはWEB申請)⇒③確認書受理  
⇒④決定⇒⑤口座振込※確認書を受理した日から概ね3週間程度を目安



## ポイント

### ■ 低所得者支援給付金による物価高に直面する低所得世帯への支援

	令和5年度		令和6年度	
非課税世帯	給付額	追加給付	給付額	
①令和5年度住民税均等割の非課税世帯	3万円/世帯	7万円/世帯	—	※令和5年度一般会計補正予算第3号、第7号（追加給付）
③ <u>新たに令和6年度住民税均等割の非課税者世帯</u>			10万円/世帯	※令和6年度一般会計補正予算第2号（令和6年第2回定例会）
住民税均等割のみ課税世帯	給付額		給付額	
②令和5年度住民税均等割のみ課税世帯	10万円/世帯			※令和5年度一般会計補正予算第8号 ※令和6年度へ繰越
④ <u>令和6年度住民税均等割のみ課税世帯</u>			10万円/世帯	※令和6年度一般会計補正予算第2号（令和6年第2回定例会）
こども加算	給付額		給付額	
低所得者の子育て世帯への加算（①・②）	5万円/児童			※令和5年度一般会計補正予算第8号 ※令和6年度へ繰越
低所得者の子育て世帯への加算（③・④）			5万円/児童	※令和6年度一般会計補正予算第2号（令和6年第2回定例会）

担当課/担当者 0774-72-0501（代表） 0774-75-1211（直通）  
健康福祉部 部長 山本 昌宏 社会福祉課 課長 石本 興平

## 定額減税補足給付金（調整給付）

予算額  
6億8,289万円

## ポイント

デフレ完全脱却のための総合経済対策(令和5年1月2日閣議決定)を踏まえた、物価高騰に直面する生活者への支援として実施される、令和6年度税制改正大綱に基づく定額減税において、減税しきれないと見込まれる方に対する定額減税補足給付金（調整給付）による支援

## ○支援対象

納税者及び配偶者を含めた扶養家族に基づき算出される定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額・令和6年度分個人住民税額を上回っており、定額減税しきれないと見込まれる方

15,000人（見込）

※ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。

## ○調整給付額 ①+②の合計 ※合計額を1万円単位で切り上げて算出

## ●所得税分

定額減税可能額  
3万円  
×（本人+扶養親族数）

－ 令和6年分推計所得税額（減税前）  
※令和6年分所得税額は、令和6年中に確定しないため、令和5年分所得税額を推計

= ①所得税で  
減税しきれなかった額  
※①<0の場合は、0となる。

## ●個人住民税分

定額減税可能額  
1万円  
×（本人+扶養親族数）

－ 令和6年度分個人住民税額（減税前）

= ②個人住民税で  
減税しきれなかった額  
※②<0の場合は、0となる。



## ポイント

### ○申請から給付までの流れ

- ①対象者へ確認書送付⇒②申請（郵送もしくはWEB申請）  
⇒③確認書受理⇒④決定⇒⑤口座振込※確認書を受理した日から概ね4週間程度を目安

### ■令和6年度税制改正による所得税・個人住民税の定額減税と調整給付による支援

	令和5年度	令和6年度	
<b>定額減税</b>		減税額	
令和6年分所得税		3万円×（本人+扶養親族）	
令和6年度個人住民税		1万円×（本人+扶養親族）	
<b>定額減税補足給付金</b>		給付額	
<b>定額減税しきれないと見込まれる方</b>		定額減税可能額が減税前税額を上 回ると見込まれる額 ※1万円単位で切り上げ	令和6年度一般会計補正予算第2号 （令和6年第2回定例会）

担当課/担当者 0774-72-0501（代表） 0774-75-1211（直通）  
健康福祉部 部長 山本 昌宏 社会福祉課 課長 石本 興平